



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本ピグメント株式会社  
代表者名 取締役社長 浅羽 幸夫  
(コード番号 4119 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役 上野 章  
(TEL. 03-3258-1412 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 73 回定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

(2)株主の皆様の権利行使の手続きを株式取扱規程の中で定めていることを明確にするため、現行定款 14 条(株式取扱規程)につきまして所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u>	(削除)
<u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 (条文省略)	<u>第 7 条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 第11条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 第10条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株主等の住所、氏名、印鑑の届出)</p> <p>第13条 株主、登録株式質権者またはその代理人はその氏名、住所および印鑑を当会社所定の株主名簿管理人に届け出ることを要する。</p> <p>2. 前項に掲げた者が外国に住所を有するときは、日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めて、これを当会社所定の株主名簿管理人に届け出ることを要する。</p> <p>3. 前2項に変更を生じた場合もまた同様とする。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(以下、条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(以下、条文繰り上げ)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条及び第2条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって本附則第1条乃至本条を削除するものとする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)  
平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上